

緊急号外 新型コロナウイルス感染症 関連情報

日々、情報が更新されていますので、最新の情報は必ずご確認ください。

3/8 現在

特定行政書士、宅地建物取引士

神奈川県議会議員

飯野まさたけ



緊急事態宣言延長に伴う時短のお願い

神奈川県コロナ感染症拡大防止協力金 第7弾

対象: **食品衛生法に基づく飲食店営業**
または**喫茶店営業の許可を受けた店舗**

緊急事態宣言中

- ・ 期間: 3/8(月)~3/21(日)
- ・ 時短要請: 20時まで(酒類の提供は19時まで)
- ・ 協力金: **6万円/日**

緊急事態宣言解除後

- ・ 期間: 緊急事態宣言解除後~3/31(水)
- ・ 時短要請: 21時まで(酒類の提供について未定)
- ・ 協力金: **4万円/日**

協力金(第7弾)の申請は、令和3年3月8日(月曜)から令和3年3月31日(水曜)までの期間をまとめて受け付ける予定、1店舗あたり最大124万円(予定)

【重要】第7弾から、「マスク飲食」を推奨していることが交付要件となりますので、ご注意ください。

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

- ・ 申請受付期間: 3/8(月)~5/31(月)
- ・ 対象期間: 1月~3月 対象月: 対象期間から任意に選択した月
- ・ 給付額: **2019年又は2020年の対象期間の合計売上-2021年の対象月の売上×3ヶ月**
- ・ 上限額: 中小法人等 **60万円** 個人事業者等 **30万円**

ポイント①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
②2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること

- ・ 一時支援金事務局HP URL: <https://ichijishienkin.go.jp/>
- ・ 一時支援金事務局相談窓口【申請者専用】 TEL: **0120-211-240**
- IP電話等: 03-4335-7475(通話料がかかります)8時30分~19時00分(土日、祝日含む全日対応)

【重要】第6弾の協力金の申請書は市役所及び各支所に配架されています

お気軽にお問い合わせください

立憲民主党・民権クラブ鎌倉市政務活動事務所

神奈川県議会議員 **飯野まさたけ**

住所: 鎌倉市大船1-9-1-2F (月~金 10時~17時)
(大船駅東口、マドナルド 隣の建物の2階、入口は楽天モバイル側)

Tel: **0467-84-9697** FAX: 0467-84-9698

Mail: info@masatakeiino.net HP: www.masatake.info

時短案内例

神奈川県
神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾)
神奈川県の要請に基づき、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
時短営業を実施します。

○ 実施期間
令和3年 3月 **8**日
~ 3月31日

○ 時短営業期間中の営業時間

緊急事態宣言中	10時00分~20時00分
緊急事態宣言解除後から3月31日まで	10時00分~21時00分

酒類の提供

<input checked="" type="checkbox"/> 緊急事態宣言中	11時00分~19時00分	<input type="checkbox"/> 酒類の提供なし
<input type="checkbox"/> 緊急事態宣言解除後から3月31日まで	時 分 ~ 時 分	

○ 店舗名 **居酒屋いいの**

「マスク飲食推奨の案内」ひな形(県HPより)

神奈川県
本店では、
マスク飲食
を推奨しています

…来店時に、皆様にマスク飲食の実施を呼びかけています…

店舗名 **居酒屋いいの**

保存版 新型コロナウイルス感染症 関連情報まとめ

事業者向け支援策

日々、情報が更新されていますので、最新の情報は必ずご確認ください。

協力金・貸出・補助金	<p>新</p> <h2>一時支援金</h2>	<p>緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に一時支援金を支給 給付額：法人 60万円以内、個人事業者等 30万円以内 要件：緊急事態宣言の再発令に伴い、 ①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、または、②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、本年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比（または対前々年比）▲50%以上減少していること</p>	<p>一時支援金事務局 相談窓口（申請者専用） TEL：0120-211-240 IP電話等から ：03-6629-0479 (要通話料)</p>
	<p>新</p> <h2>中小企業等事業再構築促進事業</h2>	<p>【緊急事態宣言特別枠（仮称）】新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援 要件：下記①～③※の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。 補助額 従業員数5人以下：100万円～500万円 補助率 中小企業3/4 従業員数6～20人：100万円～1,000万円 中堅企業2/3 従業員数21人以上：100万円～1,500万円</p>	<p>中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 03-3501-1816 公募スケジュールは3月の見込み</p>
	<p>拡充</p> <h2>生産性革命推進事業 持続化補助金 低感染リスク型ビジネス枠</h2>	<p>小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、社会経済の変化を踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援。 対象：小規模事業者等 補助上限：100万円（*）、補助率：3/4 * 補助金総額の1/4以内(最大25万円)を感染防止対策(消毒液購入、アクリル板、換気設備導入、体温計・サーモカメラ、キーレスシステム等)に充当可能(※)。 ※緊急事態宣言の再発令に伴い特別措置あり 要件：緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年又は対前々年同月比で30%以上減少している場合 →感染防止対策費を補助金総額の1/2以内(最大50万円)に引き上げ。 →審査時における加点措置を講ずることにより優先採択。</p>	<p>中小企業基盤整備機構 生産革命推進事業コールセンター 03-6837-5929 可能な限りメールの問合せください(経産省HPより) seisenseikakumei@smrj.go.jp 公募スケジュールは3月中公募開始予定</p>
	<p>拡充</p> <h2>生産性革命推進事業 IT導入補助金 低感染リスク型ビジネス枠</h2>	<p>ITツール導入による業務効率化等を支援。中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等を導入する。 対象：中小企業・小規模事業者等 補助額：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は30万円～150万円 低感染リスク型ビジネス枠 2/3</p>	<p>中小企業基盤整備機構生産革命推進事業コールセンター 03-6837-5929 可能な限りメールの問合せください(経産省HPより) seisenseikakumei@smrj.go.jp 公募スケジュールは3月中公募開始予定</p>
<p>※要件①申請前の直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。②事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。③補助事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。</p>			
給付金等	<p>拡充</p> <h2>住居確保給付金</h2>	<p>休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給 原則 3ヶ月間（最長12ヶ月間、（ただし令和2年度中に申請した方に限り3回（最長12か月間）まで延長可能）</p>	<p>支給申請受付場所 インクル相談室鎌倉 住所：鎌倉市大船1-23-19秀和第5ビル3階 電話：0467-46-2119 FAX：0467-47-9290</p>
	<p>拡充</p> <h2>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</h2>	<p>事業主が休業させ、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった方に対して、労働者の申請により、支援金・給付金を支給 令和3年1月8日以降の休業 休業前賃金の80% 令和2年4月1日から6月30日迄の休業 休業前賃金の60% （ともに上限：1日当たり11,000円） 休業支援金の対象を大企業非正規にも拡大、勤務日が固定されていない「シフト制」や、仕事があるときにだけ働く「日々雇用」「登録型派遣」の契約形態で大企業に勤める非正規労働者に対象拡大</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 対象拡大に関する申請受付は2月26日より申請受付を開始</p>
貸付	<h2>緊急小口資金</h2>	<p>休業等による収入が減少した方 世帯貸付限度額：最大20万円 償還免除：令和3年度または令和4年度の住民税非課税を確認し、一括免除（総合支援資金については、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は償還を免除することができる予定ですが、引き続き、国において検討中）</p>	<p>鎌倉市社会福祉協議会 0467-23-1075 個人向け緊急小口資金総合支援資金相談 コールセンター 0120-46-1999 申込期限：3月末まで</p>
	<p>拡充</p> <h2>総合支援資金</h2>	<p>収入の減少や失業等により生活に困窮する方 貸付限度額：(単身世帯) 月15万円 (複数世帯) 月20万円 貸付期間：原則 3月以内 既に3ヶ月延長した方→再度3ヶ月延長可（計9ヶ月） まだ申請していない方→3ヶ月延長可（計6ヶ月）</p>	